

佐賀県青少年健全育成条例

制定 昭和五十二年七月二十九日 条例第二十四号
 改正 昭和五十六年十月八日 条例第二十三号
 昭和五十八年十二月二十四日 条例第二十二号
 平成元年十月二十五日 条例第四十五号
 平成二年十月十五日 条例第三十三号
 平成四年三月三十日 条例第一号
 平成七年十月十三日 条例第三十四号
 平成八年七月四日 条例第十三号
 平成十一年十月一日 条例第三十号
 平成十二年三月二十三日 条例第一号
 平成十三年三月二十三日 条例第十八号
 平成十四年三月二十五日 条例第十六号
 平成十七年十二月十九日 条例第七十四号
 平成十八年十二月十八日 条例第六十二号
 平成十九年十月五日 条例第五十五号

目次

第一章 総則(第一条 第四条)
 第二章 青少年の健全育成に関する施策(第五条 第七条)
 第三章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制(第八条 第二十三条)
 第四章 青少年健全育成審議会(第二十四条 第二十六条)
 第五章 雑則(第二十七条 第三十条)
 第六章 罰則(第三十一条 第三十三条)
 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本的施策を定め、その推進を図るとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、青少年の自主的かつ健全な活動を助長し、及び青少年のための良好な環境の整備を図り、青少年の健全な育成に努めるものとする。

(市町の責務)

第三条 市町は、県の実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、地域の実情に即した青少年の健全な育成に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、青少年が自ら向上発展の意欲をもつ、心身ともに健全な社会人として成長するように努めるとともに、県及び市町の実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するものとする。

第二章 青少年の健全育成に関する施策

(健全育成の基本的施策)

第五条 県は、国及び市町と連携し、青少年の健全な育成に関する基本的施策として、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 青少年及び青少年団体が行う文化活動、体育活動、社会活動等に関する啓発、指導及び助言
- 二 青少年指導者の養成及び指導並びに青少年の育成指導を目的とする団体に対する指導及び助言
- 三 青少年の活動の場としての施設の整備及び円滑な利用の促進
- 四 青少年をとりまく社会環境の浄化

(推奨)

第六条 知事は、映画、演劇、書籍、雑誌その他これらに類するもので、その内容が、青少年を健全に育成するうえで特に優れていると認められるものを推奨することができる。

(表彰)

第七条 知事は、青少年の健全な育成について、特に顕著な功績があつたと認められるもの又は青少年若しくは青少年団体が、他の模範になると認められるものを表彰することができる。

第三章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制

(定義)

第八条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 六歳以上十八歳未満の者(婚姻により成人に達したとみなされた者を除く。)をいう。
- 二 保護者 親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長及び寄宿舎の舎監、雇用者その他の若くは青少年を現に保護監督するものをいう。
- 三 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物等をいう。
- 四 図書等 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画及び写真並びに映画フィルム、スライドフィルム、録音盤、録音テープ、録音盤、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他映像又は音声記録されているものをいう。
- 五 広告物 公衆に表示又は頒布されるものであつて、看板、立看板、はり紙、はり札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並び

にこれらに類するものをいう。

六 がん具刃物類 がん具、刃物及びこれらに類するものをいう。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に定める刀剣類を除く。

七 ツーショットダイヤル等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第一二二号)第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

八 利用カード ツーショットダイヤル等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的をもつて発行する文書その他の物品をいう。

九 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接に対面をすることがない状態(物品の販売に従事する者が電気通信設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。)を用いて送信された画像によりモニター画面を通して客を確認する等、直接に対面をすることがないすべての状態を含む。)で販売を行うことができる機器をいう。

(販売等の自主規制)

第九条 興行を主催する者、図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者又は広告物の広告主若しくは管理者は、興行、図書等又は広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に必要な措置を講ずることにより、青少年に当該興行を観覧させ、当該図書等を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は当該広告物を掲出し、表示し、若しくは頒布しないように努めなければならない。

- 一 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 二 青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 2 がん具刃物類の販売を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号の一に該当すると認められるときは、自主的な措置を講ずることにより、青少年に当該がん具刃物類を販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。

一 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は青少年の非行を誘発し、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するおそれのあるもの。

二 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(自動販売機による販売の自主規制)

第十条 図書等又はがん具刃物類の販売を業とする者は、図書等その内容が前条第一項各号の一に該当すると認められるもの

により青少年の立入りが禁止されている場所で店外から購入できないところに設置され、又は青少年が購入できないように管理されている自動販売機を除く。）に利用カードを収納してはならない。

3 公安委員会は、利用カードの販売を業とする者が前項の規定に違反して自動販売機に利用カードを収納しているときは、当該利用カードの撤去その他の必要な措置を命ずることができる。（利用カードの販売の届出等）

第十六条の三 利用カードの販売を業とする者は、利用カードの販売を行うとするときは、販売を開始する日の十日前までに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

一 氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 自動販売機の管理を代行する者を置く場合には、その者の氏名、住所及び電話番号

三 利用カードの販売に係る営業所の所在地及び名称又は自動販売機の設置場所

四 その他公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項に規定する届出事項のうち公安委員会規則で定める事項に変更を生じたとき、又はその届出に係る販売を廃止したときは、その日から起算して十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出又は前項の規定による変更の届出には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。（衛生用品を自動販売機によつて販売する者に対する措置）

第十七条 知事は、衛生用品が自動販売機によつて販売されている場合において、その設置場所が学校、図書館、児童館その他青少年が利用し、又は集合する施設及びその周辺であつて、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、衛生用品を当該自動販売機によつて販売する者に対して、必要な勧告をすることができる。

（有害広告物に対する措置）

第十八条 知事は、広告物の内容が第十二条第一項各号の一に該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対して、必要な勧告をすることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合には、期限を定めて、当該広告物の内容の変更、撤去その他の必要な措置を命ずることができる。

（ツーショットダイヤル等営業に係る広告又は宣伝の制限等）
第十八条の二 何人も、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に

関する法律第三十一条の十三第一項及び第三十一条の十八第一項において準用する同法第二十八条第五項第一号に規定する広告制限区域等（以下この条において「広告制限区域等」という。）において、ツーショットダイヤル等営業を営む場所若しくは利用カードの販売に係る営業所の所在地、名称若しくは電話番号又は利用カードの販売するための自動販売機の設置場所（以下この条において「ツーショットダイヤル等営業所の所在地等」という。）を記載した広告物を表示してはならない。ただし、ツーショットダイヤル等営業を営む場所の外周又は内部に表示する広告物については、この限りでない。

2 何人も ツーショットダイヤル等営業所の所在地等に記載したピラ、パンフレット又はこれらに類する文書図画（以下「ピラ等」という。）を青少年に対し、頒布してはならない。

3 何人も、前項に規定するもののほか、青少年の手に渡らないことが明らかである場合を除き、ピラ等を直接人に交付する方法以外の方法で頒布してはならない。

4 何人も、広告制限区域等において、ツーショットダイヤル等営業所の所在地等を、音声又は映像によつて広告し、又は宣伝してはならない。

5 何人も、ツーショットダイヤル等営業を広告し、又は宣伝しようとするときは、青少年が利用できない旨を明示しなければならない。

6 何人も、青少年にツーショットダイヤル等営業を営む場所に電話をかけさせ、若しくは立ち入らせ、又はピラ等を受け取らせまいよう努めなければならない。

（違反広告物の除去命令等）
第十八条の三 公安委員会は、前条の規定に違反する行為（以下この条において「違反行為」という。）を行った者に対し、当該違反行為に係る広告物若しくはピラ等の除去又は音声若しくは映像の停止その他の必要な措置を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、警察官に、当該命令に係る広告物若しくはピラ等の除去又は音声若しくは映像の停止その他の必要な処分をさせることができる。

3 公安委員会は、第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、違反行為を行った者を過失がなくて確知することができないときは、警察官に当該違反行為に係る広告物若しくはピラ等の除去又は音声若しくは映像の停止その他の必要な処分をさせることができる。

4 警察官は、違反行為が現に行われているときは、当該違反行為を行っている者に対し、当該違反行為に係る広告物若しくはピラ等の除去又は音声若しくは映像の停止その他の必要な措置を命ずることができる。

（インターネット利用環境の整備）
第十八条の四 何人も、青少年がインターネットを利用して、第九条第一項各号のいずれかに該当すると認められる情報（以下「有害情報」という。）を閲覧し、又は視聴することがないよう努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置され、又は青少年が利用できないよう管理されている端末設備を除く。）を公衆の利用に供する者は、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

3 プロバイダ（インターネットへの接続を可能とする電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する同条第五号に規定する電気通信事業者をいう。）又は当該プロバイダのために電気通信役務の提供を内容とする契約（以下「役務提供契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う者は、役務提供契約を締結するに当たっては、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

（金銭貸付け等の制限）
第十九条 質屋営業法（昭和二十五年法律第一五八号）第一条第一項に規定する質屋は、青少年から物品（有価証券を含む。）を質に取つて金銭を貸し付けしてはならない。

2 古物営業法（昭和二十四年法律第一〇八号）第二条第三項に規定する古物商は、青少年から古物を買ひ受け、若しくは委託を受けて販売し、又は青少年と古物を交換してはならない。

3 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者は、青少年に金銭の貸付け（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付を含む。）又は金銭の貸付けの媒介をしてはならない。

4 前三項の規定は、青少年が保護者の委託を受け、又はその同意を得る等正当な理由があると認められる場合には、適用しない。

（深夜外出等の制限）
第二十条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、深夜（午後十一時から翌日の午前四時までをいう。以下同じ。）に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、又はその同意を得る等正当な理由がある場合のほか、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

（深夜興行等への立入禁止）
第二十一条 興行を主催する者又は客に遊技、スポーツその他こ

れらに類するものを行わせる営業で規則で定めるもの(以下「遊技業等」という。)を営む者(以下「興行者等」という。)(一)は、深夜に興行を主催し、又は遊技業等を営むときは、当該興行又は遊技業等の場所に青少年を立ち入らせなくてはならない。

2 興行者等は、深夜に興行を主催し、又は遊技業等を営むときは、当該興行又は遊技業等の場所に立ち入らうとする者の見やすい箇所に、青少年の深夜における立ち入りを禁ずる旨の掲示をしなければならない。

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第二十二條 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(場所提供及び周旋の禁止)

第二十三條 何人も、次の各号に掲げる行為が、青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- 一 みだらな性行為又はわいせつな行為
- 二 と博又は暴行
- 三 飲酒又は喫煙
- 四 大麻、麻薬、あへん又は覚せい剤の使用
- 五 向精神薬(麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第六号に掲げる向精神薬をいう。)(又は知事が別に定める医薬品の不健全な使用)
- 六 トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料の不健全な使用

第四章 青少年健全育成審議会

(設置)

第二十四條 知事の諮問に依りて、第二十六条第一項に規定する事項その他青少年の健全な育成に関する重要な事項を調査審議させるため、佐賀県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第二十五條 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会は、次条第一項に規定する事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(諮問)

第二十六條 知事は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- 一 第十二条の規定による推奨をしようとするとき。
 - 二 第十二条第一項の規定による有害な興行の指定をしようとするとき。
 - 三 第十三条第一項の規定による有害な図書等の指定をしようとするとき。
 - 四 第十四条第一項の規定による有害な器具刃物類の指定をしようとするとき。
 - 五 第十五条の規定による指定の解除をしようとするとき。
 - 六 第十七条又は第十八条第一項の規定による勧告をしようとするとき。
 - 七 第十六条第四項又は第十八条第二項の規定により必要な措置を命じようとするとき。
- 2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで推奨し、指定し、解除し、勧告し、又は命令したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

第五章 雑則

(指定等の告示)

第二十七條 知事は、第六条の規定による推奨、第十二条第一項、第十三条第一項若しくは第十四条第一項の規定による指定又は第十五条の規定による指定の解除をするときは、その旨を告示するものとする。

(立入調査等)

第二十八條 知事は、この条例の施行に必要があると認めるときは、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に資料の提出を求めさせ、若しくは質問させることができる。

- 一 興行を行う場所
 - 二 図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者の営業の場所
 - 三 広告物の広告主又は管理者の営業の場所
 - 四 器具刃物類の販売を業とする者の営業の場所
 - 五 第十九条第一項に規定する質屋の営業の場所、同条第二項に規定する古物商の営業の場所又は同条第三項に規定する貸金業者の営業の場所
 - 六 遊技業等を営む者の遊技業等の場所
- 2 公安委員会は、この条例の施行に必要があると認めるときは、その指定する警察職員に、次に掲げる場合に立ち入り、調査させ、又は関係者に資料の提出を求めさせ、若しくは質問させることができる。

一 利用カードの販売を業とする者の営業の場所

二 ツーショットダイヤル等営業に係る広告又は宣伝を行う者の営業の場所

3 前二項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用上の注意)

第二十九條 この条例の適用にあつては、国民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意し、その本来の目的を逸脱しないようにならなければならない。

(補則)

第三十條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第六章 罰則

(罰則)

第三十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第一項の規定に違反した者
- 二 第二十三條の規定に違反して、同条第一号又は第四号から第六号までに掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者
- 三 第二十二條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 四 第十八條の三第三四項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 五 第二十三條の規定に違反して、同条第二号又は第三号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者は、三十万円以下の罰金に処する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二條第二項、第十三條第五項、第十四條第二項、第十六條第一項若しくは第二項又は第十六條の二第一項若しくは第二項の規定に違反した者
- 二 第十六條第四項、第十六條の二第三項、第十八條第二項又は第十八條の三第一項の規定による命令に違反した者
- 三 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は料りに処する。
 - 一 第十五條の二第一項若しくは第三項又は第十六條の三第一項若しくは第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第十九條第一項から第三項まで、第二十条第二項又は第

第二十一条第一項の規定に違反した者

三 第二十八条第一項又は第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は資料の提出を拒み、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

7 第二十二条又は第二十三条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項、第二項又は第四項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑又は科料刑を科する。

(免責)

第三十三条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第二十三条まで、第二十六条第一項第一号から第八号まで及び同条第二項（推奨に係る部分を除く。）、第二十七条（第六条の規定による推奨の告示に係る部分を除く。）、第二十八条並びに第六章の規定は、昭和五十二年十一月一日から施行する。

附則（昭和五十六年条例第二十三号）

1 この条例は、昭和五十七年二月一日から施行する。
2 この条例の施行の際現に自動販売機によつて図書等又はがんに具刃物類を販売している者で引き続き当該販売をしようとするものは、この条例による改正後の佐賀県青少年健全育成条例第十五条の二に規定する届出を、この条例の施行の日から起算して一月以内に行わなければならない。
3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十八年条例第二十二号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）附則第三条第二項の規定によりその営業所又は事務所のある所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなされる者については、その者がこの条例の施行の日から同条第一項の規定により引き続き貸金業を営むことができるまでの間、この条例による改正後の佐賀県青少年健全育成条例（以下、改正後の条例」という。）第十九条第三項及び第四項並びに第二十八条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

(罰則に関する経過措置)

3 昭和五十八年十一月一日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
4 附則第二項に規定する者が同項に規定する期間内にした行為に対する罰則の適用については、その期間が経過した以後も、改正後の条例によるものとする。

附則（平成元年条例第四十五号）
この条例は、平成二年四月一日から施行する。
附則（平成二年条例第三十三号）
この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成四年条例第一号）
この条例は、平成四年五月一日から施行する。
附則（平成七年条例第三十四号）
この条例は、平成七年十月十八日から施行する。

附則（平成八年条例第十三号）
(施行期日)
1 この条例は、平成八年十月一日から施行する。

(経過措置)
2 この条例の施行の際現に自動販売機によつて利用カードを販売している者については、その者を、この条例による改正後の佐賀県青少年健全育成条例（以下、「改正後の条例」という。）第十六条の三第一項に規定する利用カードの販売を業とする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中、「販売を開始する日の十五日前までに」とあるのは、「平成八年十月三十一日までに」とする。

3 前項の規定による届出をした者については、この条例の施行の日から平成九年三月三十一日までの間は、改正後の条例第十六条の二第二項の規定は、適用しない。
4 この条例の施行の際現に表示されているツーショットダイヤル等営業に係る広告物については、この条例の施行の日から平成八年十二月三十一日までの間は、改正後の条例第十八条の二第一項の規定は、適用しない。

5 この条例の施行の際現にツーショットダイヤル等営業を営んでいる者については、第二十一条の二第一項に規定するツーショットダイヤル等営業を営もつとする者とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同項中「ツーショットダイヤル等営業を開始する日の十五日前までに」とあるのは、「平成八年十月三十一日までに」とする。

6 前項の規定による届出をした者については、この条例の施行の日から平成十年九月三十日までの間は、改正後の条例第二十一条の三の規定は、適用しない。

附則（平成十一年条例第三十号）
この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成十一年規則第五十七号で平成十一年十一月一日から

施行)

附則（平成十二年条例第一号）
この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
附則（平成十三年条例第十八号）

(施行期日)
1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。
(佐賀県青少年問題協議会設置条例の廃止)
2 佐賀県青少年問題協議会設置条例（昭和二十八年佐賀県条例第四十一号）は、廃止する。

(経過措置)
3 この条例の施行の日から平成十三年八月三十一日までの間に学識経験のある者のうちから任命された佐賀県青少年健全育成審議会委員の任期は、佐賀県青少年健全育成条例第二十五条第三項の規定にかかわらず、平成十三年八月三十一日までとする。

附則（平成十四年条例第十六号）
(施行期日)
1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(利用カードの販売の届出等)
2 この条例の施行の際現に利用カードを販売している者については、この条例の施行の日利用カードを販売する者となつたものとみなして、この条例による改正後の佐賀県青少年健全育成条例第十六条の三第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の十日前」とあるのは、「平成十四年四月末日」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)
3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十七年条例第七十四号）
この条例中第八条、第十三条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十八条、第五十四条、第六十四条及び第六十七条の規定は平成十八年一月一日から、第十五条、第二十六条、第三十八条、第六十三条及び第六十五条の規定は平成十八年三月一日から、その他の規定は平成十八年三月二十日から施行する。

附則（平成十八年条例第六十二号）
(施行期日)
1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十九年条例第五十五号）
この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正す

る法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日（平成十九年十二月十九日）から施行する。

別表（第十三条関係）

1 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次に掲げるもののいずれかを被写体とした写真又は描写した絵若しくは場面（陰部を覆い、ほかし、又は塗りつぶしたものを含む。）

一 女性が大腿部を開いた姿態

二 女性が陰部、臀部又は胸部を誇示した姿態

三 自慰の姿態

四 男女間の愛撫の姿態

五 女性の排泄の姿態

六 緊縛の姿態

2 性交又はこれに類する行為で次に掲げるもののいずれかを被写体とした写真又は描写した絵若しくは場面（陰部を覆い、ほかし、又は塗りつぶしたものを含む。）

一 男女の性交又は性交を連想させる行為

二 強姦その他の凌辱行為

三 同性間の性行為

四 変態性欲に基づく性行為